

消費者支援機構関西は、6月21日に、「特定適格消費者団体」の認定を受けました。

特定非営利活動法人
消費者支援機構関西（略称：KC's）

消費者支援機構関西（以下、当団体）は、3月31日、「特定適格消費者団体」の認定申請をしておりましたが、6月21日（水）11:00より、審査結果の交付が内閣府特命担当大臣室で行われ、松本純内閣府特命担当大臣より、当団体の片山登志子副理事長に認定書が手交されました。

これにより、当団体は、内閣総理大臣に認定された「特定適格消費者団体」として、消費者の被害回復のための訴訟を提起することができるようになりました。当団体は、今後、消費者の被害回復を実現できるよう、実務的な準備を着実にすすめてまいります。

※「特定適格消費者団体」の認定を受けたのは、消費者機構日本（COJ）に続いて、全国で2団体目となります。なお、消費者機構日本（COJ）は、昨年10月3日に申請し、同年12月27日に第1号の認定を受けています。

※適格消費者団体・特定適格消費者団体については、以下のURLをご参照ください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/

【特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 プロフィール】（2017年3月31日現在）

Kansai Consumer's Support Organization（略称：KC's）

- 沿革：
 - ・2005年12月3日、設立
 - ・2006年4月3日、大阪府に「特定非営利活動法人」登記
 - ・2007年8月23日、内閣総理大臣より「適格消費者団体」認定
 - ・2015年1月9日、大阪市より「認定NPO法人」認定
- 会員：団体正会員13団体、個人正会員97名、団体賛助会員48団体、個人賛助会員109名
- 代表者：理事長 榎 彰徳、副理事長 片山 登志子
 - ◇事務所住所：〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館
 - ◇TEL：06-6920-2911 ◇Email：info@kc-s.or.jp ◇HP：www.kc-s.or.jp
 - ◇営業時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時30分～18時00分